

# 船検の申請と準備、証書交付までの流れ

(継続検査用)

## 1. 申請書の記入の仕方

船舶検査申請書の記入要領(記入例)

| 船舶検査申請書   |   |   |                      |
|---|---|---|----------------------|
| 日本小型船舶検査機構 殿  | 申請者の氏名<br>又は名称<br>注1)   | 機構 太郎   |                      |
| 令和 7年 1月 6日   | 及び住所  | 東京都千代田区九段北4-1-3                                       |                      |
| 下記の船舶について 定期検査を受けたいので、船舶安全法施行規則第31条第1項の規定により申請します。  |   |   |                      |
| 船舶所有者の氏名又は名称及び住所  | (氏名又は名称) フリガナ<br>キコウ タロウ<br>機構 太郎   | (住所) 〒102-0073<br>東京都千代田区九段北4-1-3<br>TEL 03-0000-0000 | (変更 有)               |
| 船種及び船名  | 汽船<br>安全丸   | 船舶番号・船舶検査済票の番号<br>又は<br>漁船登録番号                        | 235-00000            |
| 船籍港又は定係港  | 神奈川県横浜市   | 総トン数  | 1.5 トン               |
| 船舶の長さ   | 5.24 m  | 用途  | [変更 有]               |
| 船質  | FRP<br>国際航海に従事する船舶であるかどうかの別   | しない   | 船舶安全法第8条の船舶であるかどうかの別 |
| 航行区域(従業制限)  | 漁ろう以外に使用する場合<br>漁ろうに使用する場合  | 限定沿海(5海里超え)   |                      |
| 最大搭載人員  | 漁ろう以外に使用する場合<br>旅客 4 人  | 船員 1 人  | その他の乗船者 0 人 計 5 人    |
| 検査を受けようとする期日  | 令和 7年 2月 6日   | 制限角度及び制限半径  | 検査を受けようとする場所<br>横浜漁港 |
| 備考  | 連絡先氏名・携帯電話等 (昼間の連絡先を記入して下さい) <input type="checkbox"/> 機関の取替え 変更後の馬力(PS)<br>携帯 090-△△△△-□□□□ | <input type="checkbox"/> 機関の取替え                       |                      |
| <input type="checkbox"/> 該当する場合にはチェックして下さい。<br><input type="checkbox"/> 「海上運送法の事業船」又は「遊漁船」である。(☑された方は、同封の「安全設備等の義務化の適用日フロー図」を記載し、添付して下さい)<br><input type="checkbox"/> 「ダイビングに用いられる船舶」である。 <input type="checkbox"/> が無い場合は該当しないものと扱います |   |   |                      |

申請者(所有者)の住所及び氏名を必ず記入してください。  
**法人の場合は、法人名と代表取締役〇〇まで記入してください。**代理人が申請する場合は、所有者の委任状が必要です。

名義変更、住所変更の場合、別途手続きや書類が必要です。

前回の船検結果をもとに印字しています。  
**この欄の内容に変更がある場合は、線で消して訂正してください。**

注) 中間検査の際に変更する場合は、別途「書換申請書」と手数料が必要です。

同封の「船の位置略図」用紙に港、マリーナなどの船の位置を具体的に書いてください。  
注: 自宅や倉庫などの保管場所にはお伺いできません。  
支部に持ち込んで受検する場合は事前にご予約ください。

機関の取替えがある場合、チェック☑し、変更後の出力を記入してください。

**注意: 船検は、船舶の機器の操作や備品の扱いなどに熟知した方がお立会いください。**

船検日は、地区により日程が決まっています。**船検希望日の受付状況は同封の『ピンク色』のチラシを参照してください。**

船検の打ち合わせのために必要ですので、携帯電話等、**昼間に連絡が可能な電話番号を必ず記入してください。**

事業船・遊漁船・ダイビング船に該当する場合は、チェック☑してください。  
事業船・遊漁船に該当する場合は、同封の「安全設備等の義務化の適用日フロー図」(整備点検記録裏面)を記載し、申請書に添付してください。

※住所、航行区域、最大搭載人員の記載事項に変更がある場合、該当欄の[変更 有]に○を付けてください。

## 2. 船検の検査手数料振込みと申請

検査手数料は、同封の金額が印字されている用紙により、郵便局(またはコンビニ)で振込み、  
**「振替払込受付証明書」(または「払込受領証」)**  
を船舶検査申請書等に添付して、船検を受けようとする支部に返送してください。

申請の期限は、同封の『ピンク色』のチラシを参照してください。

## 3. 船検の準備

同封の『カラー』のチラシを参照してください。

- ・ 船検当日は、船舶検査証書・船舶検査手帳・漁船登録票・無線局免許状などの書類が必要です。
  - ・ 法定備品は、裏面(またはJCIホームページ)を参考にしてください。
- 注) 航行区域が沿海区域以上の船舶、第2種小型漁船、許可事業旅客船などは準備が異なります。

## 4. 船検に合格したら

「船舶検査証書」「船舶検査手帳」「船舶検査済票」「次回検査時期指定票」等が船検を受けた支部の窓口で交付されます。

送付を希望される場合、『**信書が送付可能なレターパック等**』をご準備のうえ、  
**「お届け先(住所・氏名等)」**を記入し、申請時または船検時にお渡しください。



◆法定備品一覧表 [2時間限定沿海区域及び平水区域小型船舶 (旅客船、漁船及び総トン数5トン以上の船舶を除く)]

| 区分          | 備品の名称                  | 必要数        | 備 考   |   |
|-------------|------------------------|------------|---|---|
| 係船設備        | 係船索(ロープ)               | 2本         | —   |   |
|             | アンカー(いかり)              | 1個         | 湖川港内のみを航行水域とする船舶、渡船などで棧橋から棧橋に着ける船舶、岸壁、棧橋に係留し錨泊の必要のない船舶及び膨脹式ボート特殊基準適用船は不要  |   |
|             | アンカーチェーン又は索(ロープ)       | 1本         |   |   |
| 救命設備        | 小型船舶用救命胴衣              | 定員と同数      | 船名又は船舶番号(船舶検査済票の番号でも可)又は所有者名を表示すること   |   |
|             | 小型船舶用救命浮環              | 1個         | 船名又は船舶番号(船舶検査済票の番号でも可)及び船籍港又は定係港を表示すること   |   |
|             | 小型船舶用信号紅炎              | 1セット(2個)   | 川のみを航行区域とするものは不要<br>JCIの確認を受けた有効な無線設備でもよい(携帯電話は、航行区域が海岸から5海里以内の船舶で、その航行区域の全域で通話が可能な場合に限る)   |   |
| 消防設備        | 小型船舶用粉末消火器又は小型船舶用液体消火器 | 2個*(1個*)   | ( )内は船外機船、帆船、無動力船の場合<br>「操船中、目視等により火災の発生を速やかに発見でき、かつ、小型船舶用粉末消火器等により有効な消火活動が行える機関室」以外は自動拡散型消火器を備えること(この場合は1個のみ減じてよい)<br>*赤色バケツを備えれば1個減じてよい |   |
| 排水設備        | ビルジポンプ又は(バケツ及びあかくみ)    | 1個(1組)     | 船外機船及び湖川港内のみを航行区域とするものはバケツ(消防用と兼用可)1個でよい  |   |
| 航海用具<br>(注) | 音 響 信 号 器 具            | 1個         | 汽笛又は笛でもよい(操船者に救命胴衣の常時着用義務が適用される船舶は常時着用する小型船舶用救命胴衣の笛でも可)   |   |
|             | 汽 笛 / 号 鐘              | 各1個        | 汽笛:全長12m未満は不要 / 号鐘:全長20m未満は不要   |   |
|             | 黒色円すい形形象物              | 1個         | 帆船に必要。但し、無動力の帆船には不要<br>湖川のみ(航洋船が航行する水域を除く)を航行する船舶は不要  |   |
|             | 黒色球形形象物                | 3個         | 全長12m未満のものは不要。但し、港域、航路等を頻繁に航行するものには、2個、錨泊するものには1個必要<br>湖川のみ(航洋船が航行する水域を除く)を航行する船舶は不要  |   |
|             | 船 灯                    | マ ス ト 灯 *1 | 1個  | 昼間のみ航行するものは不要<br>*1 全長12m未満のものは白灯(停泊灯と兼用可)1個でもよい<br>*2 全長20m以上は両色灯は不可<br>*3 全長12m未満のものであって港域、航路等を頻繁に航行するもの以外のものは省略できる |
|             |                        | 舷灯又は両色灯 *2 | 1対(1個)  |   |
|             |                        | 船 尾 灯 *1   | 1個  |   |
| 停 泊 灯       |                        | 1個         |   |   |
|             | 紅 灯 *3                 | 2個         |   |   |
|             | 航海用レーダー反射器             | 1個         | 昼間のみ及び湖川のみを航行区域とするものは不要   |   |
| 一般備品        | 工 具                    | 1組         | ドライバー1組、レンチ1組、プライヤー1個   |   |
|             | ブ ラ グ レ ン チ            | 1個         | ガソリン機関に限る   |   |
| 表示          | 最大搭載人員表示               | 必要         | 最大搭載人員の数字は5cm以上の大きさのもの。遊漁船など不特定多数の人が乗船する場合「(旅客 人)」の表示の併記が必要   |   |
|             | 救命胴衣「格納・着用」表示          | 必要         | 可搬型小型船舶等で救命胴衣の格納場所がなく、容易に視認できる場所に積付けるものは「格納場所」の表示省略可  |   |

(注)長さ・建造年月等により設備要件が異なる場合があります。

◆『沿岸』小型船舶としても使用する場合には、上表備品のほか次の備品が必要 (旅客船を除く)

| 備品の名称    | 必要数 | 備 考   |
|----------|-----|---|
| ラ ジ オ    | 1台  | JCIの確認を受けた有効な無線設備を備える場合は不要                                    |
| コ ン パ ス  | 1個  | 自船の位置及び進行方向が表示できるGPSを備える場合は不要                                 |
| 海 図      | 1式  | 海図には「ヨット・モーターボート用参考図」等の航海用参考図が含まれる                            |
| 双 眼 鏡    | 1個  | 小型帆船は不要   |
| 小型船舶用火せん | 2個  | 携帯電話を携帯している場合は1個でよい(一部の携帯電話を除く)<br>JCIの確認を受けた有効な無線設備を備える場合は不要 |

(注)無線設備を備えていることで小型船舶用信号紅炎を省略されている船舶でも、小型船舶用信号紅炎1セット(2個)を備える必要があります。

◆特殊小型船舶(水上オートバイ・推進機付サーフライダー)

| 備品の名称     | 必要数      | 備 考  |
|-----------|----------|--|
| 係船索(ロープ)  | 1本       | 係船するための適当なもの。推進機付サーフライダーは不要  |
| 小型船舶用救命胴衣 | 定員と同数    | 船名又は船舶番号(船舶検査済票の番号でも可)又は所有者名を表示すること<br>要件の一部が緩和された小型船舶用救命胴衣を設備した場合は、別途笛が必要 |
| 小型船舶用信号紅炎 | 1セット(2個) | 防水性がある携帯電話(防水パックに入れた状態のもでも可)を格納する場所が船体にあり、携帯電話のサービスエリア内のみ航行するものは携帯電話で代替できる |
| 最大搭載人員表示  | 1枚       | 最大搭載人員の数字は5cm以上の大きさのもの   |

# ～ 定期検査・中間検査を受検される皆様へ～ 『船検前の準備』が必要です！



船舶へ安全に乗降りできるようにご準備ください。

※飛び移らない、足元が滑らない、梯子が固定されている等



船体は外部だけでなく、倉庫やエンジンルームなど内部からも状態を確認しますので、清掃・片付けをご準備ください。



法定備品はデッキ(ハッチ以外)の上などにあらかじめ並べて、ご準備ください。 ※船舶安全法施行規則第23条に基づき検査準備は受検者の義務です。



小型船舶用信号紅炎など有効期限が定められているものは、期限が切れていないかご確認ください。



ハッチは開けておいてください。



※ハッチ以外の場所に並べてください。



準備事例

膨脹式救命胴衣は、気室の確認のため、「補助送気管」を使用して膨らませ、「ガスボンベ」は封板を確認するため、外しておいてください。

再検査とならないために、船検の前に船体、救命設備、航海用具等の状態確認を行ってください。また、船検の際、エンジン（計器類含む）及び操舵装置の作動、航海灯の点灯などの確認を行いますので、整備・点検をお願いします。

Webサイト



法定備品



JCI 日本小型船舶検査機構

適切に使用できない状態では、船検に合格しません!

※是正が完了(合格)しないと『航行できません』

救命胴衣のチャックの破損や固着・記名なし



救命浮環のやぶれ・記名なし



表示類の適切な表示



適正な工具類や笛がある



陸上保管であっても水洗キットなどをご準備いただき『エンジンの作動確認』を実施します!

船外機

船内機・船内外機

水洗キット設置例1



冷却水排水状況



水洗キット設置例2



陸上保管中に受検する場合、『陸上での作動確認』、『動画』などの方法で確認します。

※作動確認は、急発進防止装置の作動状況、エンジンの起動及び停止試験、回転数が安定した状態での前後進試験、計器類の作動状況、冷却水排水状況などを確認します。

# 船舶検査を申請・受検する際における留意事項について

## 令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を踏まえ

- ・JCIでは国土交通省の指導に基づき、検査の強化に取り組んでいます。皆様のご理解とご協力をお願いします。
- ・受検にあたっては、受検者側でしっかりと船検の準備をお願いします。船検前の準備が不十分な場合には船検を中止することがありますのでご了解願います。

## 実効性のある船舶検査を確実にを行うために 『申請の締切り』と『隻数の制限』を実施しております

検査申請の締切りは、受検希望日の5営業日前までに支部必着となっておりますが、各希望日には隻数の制限があるため、ご希望に添えない場合があります。お早目に申請をお願いします。



JCIホームページ「本部・支部案内」⇒「管轄支部」⇒  
「出張検査の受付状況」で希望日おける申請状況が確認できます。

JCIホームページ「検査申請の受付状況」で  
提出された船舶検査申請の受付状況が確認できます。



## 秩序維持・品質向上に向けた取組みへのご協力をお願いします

- 検査員に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等があった場合、船検を中止することがあります。
- 検査員が的確で厳正かつ公正な検査業務を行うことを妨げるような行為はしないでください。
- 検査等の状況をカメラを利用して録画させていただく場合があります。

# JCIのホームページをご活用ください

- 各種申請書ダウンロードより、書換申請書や再交付申請書等を入手することが可能です。
- 検査等手数料の銀行振込みを希望される方は、専用の振込用紙をダウンロードすることができます。
- 本部・支部案内より、最寄りの支部の情報を取得することができます。QRコードから確認できます⇒



## 手数料

登録等手数料、検査等手数料、お振込み方法のご説明です。

→ 詳しく見る



## 本部・支部案内

検査スケジュール、支部周辺情報は  
こちらからご確認いただけます



## 本部・支部案内

検査スケジュールはこちらから  
ご確認いただけます



各種申請書  
ダウンロード

航行区域  
参考図

検査申請の  
受付状況

➤ 検査・登録に関する手続きのご案内



## よくあるご質問

検査・登録の申請手続き  
など、どうしたら良いか  
迷ったら、とりあえずご  
覧ください。

→ 詳しく見る



→ 各種申請書  
ダウンロード



## 継続 (定期・中間) 検査

定期検査、中間検査の手続きです。

→ 詳しく見る



## 中古艇購入 (名義変更)

中古艇を購入、譲り受けたときの名義変更などの  
手続きです。

→ 詳しく見る